

第三者行為の届出を！

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134・135)

【第三者行為とは】

交通事故に
巻き込まれた

他人の飼い犬
にかまれた

飲食店で食中毒
にかかった

傷害事件に
巻き込まれた

第三者行為による診療は加害者が医療費を負担します。しかし、届け出がされないと、国保で医療費を負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保で負担した医療費が回収できない可能性があります。

結果、国保の医療費負担分が増え、**国保加入者の保険税の負担増加にも繋がります。**

【必要な書類】

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 第三者の同意書
- 事故証明書（交通事故の場合）
- 保険証
- 印かん

事故証明書は警察署で**受領してください**。その他書類は役場保健福祉課 国民健康保険係窓口または、町ホームページに準備しています。
右のQRコードからスマートフォン等で直接アクセスできます。



【ご注意を！】

上記に該当しても、**加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保で診療を受けられなくなる場合があります。示談前に必ず国保係へご相談ください。**

パブリックコメントを実施します

問 保健福祉課 障害福祉係
☎476-1111(137・138)

町では、『大崎町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画』の策定にあたり、住民の皆様のニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、以下のとおりパブリックコメントを実施いたします。

【募集期間】 令和3年1月15日（金）から1月31日（日）まで

【意見募集対象】 大崎町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）

【閲覧場所】 役場本庁1階情報公開コーナー・野方支所・町ホームページ

【意見提出方法】 所定の様式を電子メール、郵送、窓口持参のいずれかの方法で保健福祉課障害福祉係へ提出
※様式は閲覧場所に設置してあります。また町ホームページからも入手できます。

【意見提出期限】 令和3年2月1日（月）17：00 必着

【留意事項】 氏名などを公表はしませんが、学識経験者や専門家にあつては、了承を得たうえで氏名または、団体名を公表する場合があります。なお意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。